

# 特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

(あて先) 水戸市長 令和 年 月 日 〒310-8610 茨城県水戸市中央1丁目4番1号 水戸市財務部税務事務所 市民税課	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地(住所)	〒 - ※届出時点での所在地・名称を記入してください。										特別徴収義務者指定番号					
		フリガナ																
		名称(氏名)											担当者連絡先	所属				
		代表者の職氏名												氏名				
法人番号											電話							

- ◆ 誤読を避けるため必ずフリガナを記入してください。
- ◆ 法人の場合、代表者のみの変更は、提出不要です。個人事業主の場合は、代表者のみの変更の場合も提出が必要です。

変更年月日	令和 年 月 日
-------	----------

事項	変更前(旧)	変更後(新)
フリガナ	※変更項目のみ記入してください。	
所在地(送付先)	〒 -	〒 -
フリガナ		
名称		
電話番号	(内線 )	(内線 )

変更理由 (該当番号に○)

1. 事業所等移転 2. 送付先変更 3. 社名(名称)変更 4. 法人成り 5. 個人事業化  
 6. 給与事務の統合【下欄を記入してください。】 7. 合併による変更【下欄を記入してください。】  
 8. 分割による変更【下欄を記入してください。】 9. その他 ( )

※ 法人成り又は個人事業化により法人番号に変更が生じる場合は、指定番号も変更となるので、別途「給与所得者異動届出書」を必ず提出してください(転勤扱いとなります)。

統合・合併・分割後の指定番号	1. 指定番号を新規に取得する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。	統合・合併・分割される事業所	所在地	〒 -														
	2. 統合・合併・分割先の指定番号を使用する。 ※ 別途、給与所得者異動届出書を必ず提出してください。		フリガナ															
	3. 旧特別徴収義務者の指定番号を継続使用する。 ※ 新設会社が消滅会社の指定番号を引き継ぐことはできません。		名称															
	指定番号		※市区町村ごとに異なります										電話番号	(内線 )				
	指定番号		※市区町村ごとに異なります										法人番号					
			特別徴収義務者指定番号											※市区町村ごとに異なります				

- 〈注意事項〉
- 給与支払者の法人番号を記入してください(個人事業主の場合は、記入不要です)。
  - 上記の変更届は特別徴収に係る変更届で、法人市民税等の変更届は別途必要になります。
  - 控えが必要な場合は、コピーをおとりください。

用紙はコピーしてお使いください。

水戸市処理欄	
確認	リンク
法人	<input type="checkbox"/>
軽自	<input type="checkbox"/>
土家	<input type="checkbox"/>
償却	<input type="checkbox"/>
送付先 リンクなし	

